

議案第75号

米原市手数料条例の一部を改正する条例について

米原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を  
求める。

令和3年12月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

マイナンバーカードの新規交付を促進するために令和4年度から住民票等のコンビニ交付  
手数料の額を引き下げ、受益者負担の適正化を図るために令和5年度から住民票等の窓口交  
付手数料の額を引き上げるため、この案を提出するものである。

米原市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 米原市手数料条例（平成17年米原市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表の戸籍の項中「1通につき 450円」の次に「（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあつては350円）」を加え、同表の住民基本台帳等および印鑑の項中「1通につき 200円」の次に「（多機能端末機による交付にあつては150円）」を加え、同表の税の項中

「

納税および課税に関する証明	1枚につき 200円
---------------	------------

」を

「

納税および課税に関する証明	1枚につき 200円（多機能端末機による交付にあつては150円）
---------------	----------------------------------

」に改める。

第2条 米原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表の住民基本台帳等および印鑑の項中「1通につき 200円」を「1通につき 300円」に改め、同表の税の項中

「

納税および課税に関する証明	1枚につき 200円（多機能端末機による交付にあつては150円）
---------------	----------------------------------

」を

「

納税および課税に関する証明	1枚につき 300円（多機能端末機による交付にあつては150円）
---------------	----------------------------------

」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米原市手数料条例の規定は、施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

米原市手数料条例新旧対照表（改正理由）第1条関係

改正後			現 行			改正理由
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄本もしくは抄本の交付または磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部の証明	1通につき 450円(多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付にあつては350円)	戸籍	戸籍の謄本もしくは抄本の交付または磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部の証明	1通につき 450円	
	略		略			
住民基本台帳等	住民票の写し(住民票記載事項証明書および住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。)の交付	1通につき 200円(多機能端末機による交付にあつては150円)	住民基本台帳等	住民票の写し(住民票記載事項証明書および住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。)の交付	1通につき 200円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ交付手数料の額を引き下げることに伴う改正</li> </ul>
	戸籍の附票の写しの交付	1通につき 200円(多機能端末機による交付にあつては150円)	戸籍の附票の写しの交付	1通につき 200円	200円	

略			略			<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ交付手数料の額を引き下げることに伴う改正</li> <li>・コンビニ交付手数料の額を引き下げることに伴う改正</li> </ul>
印鑑	略		印鑑に関する証明	1 通につき 200円(多機能端末機による交付にあつては150円)	1 通につき 200円	
	略			略		
税	略		納税および課税に関する証明	1 枚につき 200円(多機能端末機による交付にあつては150円)	1 枚につき 200円	
	略			略		
略			略			
略			略			

米原市手数料条例新旧対照表（改正理由）第2条関係

改正後			現 行			改正理由
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口交付手数料の額を引き上げることに伴う改正</li> <li>・窓口交付手数料の額</li> </ul>
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額	
略			略			
住民基本台帳等	略		住民基本台帳等	略		
	住民票の写し(住民票記載事項証明書および住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。)の交付	1 通につき 300円(多機能端末機による交付にあつては150円)		住民票の写し(住民票記載事項証明書および住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。)の交付	1 通につき 200円(多機能端末機による交付にあつては150円)	
	戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 300円(多機能端末機による交付にあつては150円)		戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 200円(多機能端末機による交付にあつては150円)	

		末機による交付にあつては 150円)
略		
印鑑	略	
	印鑑に関する証明	1 通につき 300円(多機能端 末機による交付にあつては 150円)
税	略	
	納税および課税に関する 証明	1 枚につき 300円(多機能端 末機による交付にあつては 150円)
	略	
略		

		末機による交付にあつては 150円)
略		
印鑑	略	
	印鑑に関する証明	1 通につき 200円(多機能端 末機による交付にあつては 150円)
税	略	
	納税および課税に関する 証明	1 枚につき 200円(多機能端 末機による交付にあつては 150円)
	略	
略		

を引き上げることに  
伴う改正

・窓口交付手数料の額  
を引き上げることに  
伴う改正

・窓口交付手数料の額  
を引き上げることに  
伴う改正